

児童手当が拡充されました

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159

3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子と第2子については出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。これは、急速な少子化の進行などを踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担を軽減することを目的としています。

なお、3歳以上の児童に対する児童手当の額支給対象年齢および所得制限限度額については現行どおりです。

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行なう必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5千円となります。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

(現行)	(改正)
第1子、第2子 月額5千円	→ 月額1万円(倍増)
第3子以降 月額1万円	→ 月額1万円(現行どおり)

〈3歳以上の児童の養育費に対する児童手当〉

第1子、第2子 月額5千円
第3子以降 月額1万円

施行日：平成19年4月1日(拡充後の最初の支給月 平成19年6月)

子育て支援ガイドブックが完成しました!

合志市の子育てに関する情報を掲載した「合志市子育て支援ガイドブック」を作成しました。

ガイドブックは、各戸配付していますが、両庁舎、各支所にも設置していますので、ご利用ください!



問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159

チャイルドシート購入助成の上限が変わります

平成19年4月購入分から、助成金の額が次のように改正されました。

- 購入価格の2分の1で上限は「5千円」となります。
- 4月1日以降に購入したチャイルドシートから適用となります。
- 3月31日までに購入した分は改正前の額が適用されます。



児童手当制度ってなあに?

児童手当制度のしくみ

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することで家庭の生活安定に寄与します。また、次代を担う児童の健全な育成と資質の向上を図ることを目的としています。

支給対象は?

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童を養育している人に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

支給手続きは

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が住所地の市区町村(公務員は勤務先)に申請し、認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。



いくら支給されるの?

- 3歳未満(月額) 一律10,000円
- 3歳以上(月額) 第1子・第2子 5,000円 第3子以降 10,000円

いつ支払われるの?

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

平成19年度所得制限限度額

表1 (単位:万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

所得制限限度額は?

所得制限限度額は、前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは市子育て支援課(公務員は勤務先)へお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は表1のとおりです。

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある人についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。